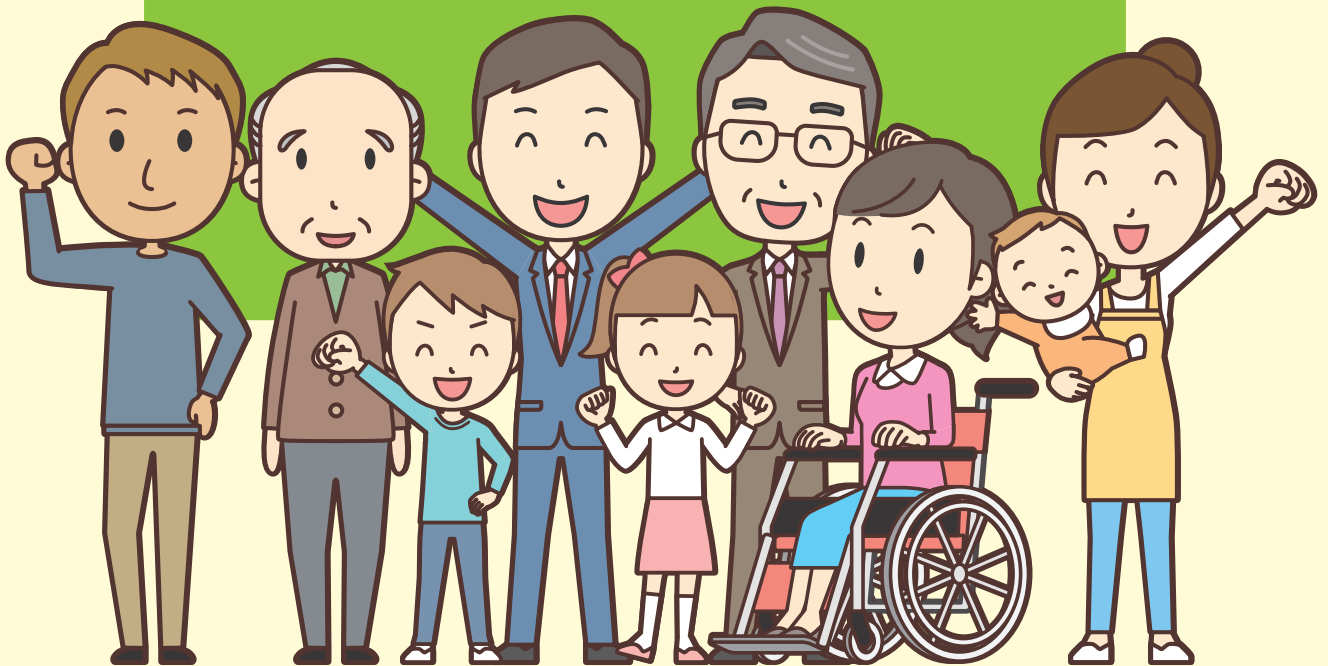


みんなで解決！
つながるブック

お部屋を借りたくても
借りられない方たちを
支援するために



相談窓口や役立つ制度をまとめています

本冊子で言いたいこと

- 年齢や障害の有無等で判断することなく、その方個人を捉えて対応してください。
- 入居後の生活支援をすれば、安心して入居してもらえます。
- 問題が発生したら、抱え込まずに、関連する機関とつながって、一緒に解決しましょう。

本冊子の使い方

◆貸主の方へ

高齢者や障害者、外国籍の方などの受け入れは、不安なことが多いと思います。しかし、既存のサービス利用や専門機関へ相談することで不安を解消でき、新しい顧客層として受け入れられることをご理解いただき、居住支援にご協力ください。

◆不動産店の方へ

お店としては受け入れたいけれど、貸主の方が抱える不安を解消してあげられる資料が無い、という声を聞きます。

掲載している相談窓口や各種サービスの情報は、必要部分をコピーして不動産店内で社員に共有するほか、貸主の方への情報提供ツールとしてご活用ください。

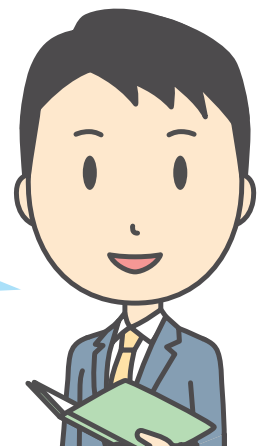
特に、巻末の「条件整理表」や「情報共有・生活支援“見える化”資料」は、探す方、受け入れる方双方にとって有効な情報共有ツールとなっています。こうしたツールを有効に活用して居住支援を進めてください。

1 条件整理表		賃貸生活支援委員会	
項目	記入欄	記入欄	記入欄
いつごろまでに 希望したい?		※月ごとの家賃で	
希望の地域は?		※・駅周辺 (徒歩10分以内)	
家賃		7万円まで	
必要な部屋の数		2部屋ほしい	
その他の希望		※・トイレ・洗面・キッチン・バス・脱衣所・収納・バルコニー・ペット可・その他	
収入について	希望 (年金・給与・生活保護等)		
家族人について	おおよその数	2人	
希望者の職業		学生 (高校生)	

条件整理表

2 情報共有・生活支援“見える化”資料	
【入居者のこと】	
お名前(姓・名)	
住所	
電話番号	
【ご自身の連絡先(ご自宅・ご勤務先・ご家族等)】	
氏名	
住所	
電話番号	
【ご自身の連絡先(ご自宅・ご勤務先・ご家族等)】	
氏名	
住所	
電話番号	
【ご自身の連絡先(ご自宅・ご勤務先・ご家族等)】	
氏名	
住所	
電話番号	

情報共有・生活支援
“見える化”資料





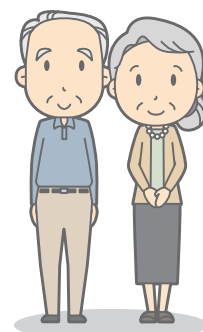
I 知っておきたい基礎知識	1
1 借りたくても借りられない方たちを受け入れることは 空き家の解消につながります	2
2 理解すれば心配は軽減 ～入居者に関する先入観と実際のギャップを埋めましょう～	3
(1) 高齢者	3
(2) 障害者	3
(3) 外国籍	4
(4) 子育て世帯	4
3 入居者に関する支援体制を知りましょう	5
4 …とは言っても心配な方へ ～個別の心配ごとに対する備えと対応策～	6
① 家賃の滞納が心配だ	6
② 生活の様子がおかしい	8
③ ひとり暮らしの入居者が亡くなった時の対応 亡くなる前に知っておく！	11
④ その他の心配	16
鎌倉市内で活動する居住支援法人	18

II 相談窓口・制度について	23
相談窓口	
1 高齢者の相談窓口	24
2 介護施設の種類と特徴	26
3 障害に関連する相談窓口	28
4 生活に困っている方の相談窓口	29
5 生活上のトラブル、生活に異変（違和感）を感じる場合の相談窓口	30
6 成年後見に関する相談窓口	31
7 市内を管轄する不動産団体	31
役立つ制度	
1 家賃の支払いに関する制度	32
2 見守りに関する制度	33
3 見守りを含めた孤独死予防に関する制度	33
4 死亡事故が発生した場合の家財整理について	34
5 バリアフリー改修に関する制度	35
6 外国人に対するツール	36
7 その他、困った時の相談窓口	36

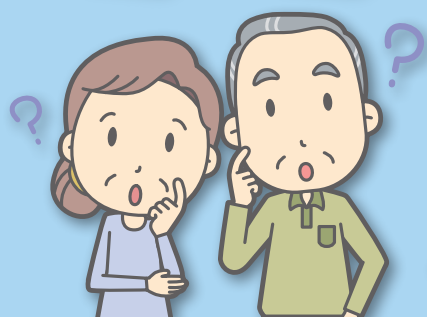
III 業務で活用できるお役立ちツール	37
1 条件整理表（お客様に渡して条件を整理してもらう際にご活用ください）	38
2 情報共有・生活支援“見える化”資料（入居後の支援体制の情報共有ツール）	39

借りたくても
借りられない方たちを
支援するために

高齢者



知りたいこと INDEX



本当に貸して、大丈夫？

もしもの
時は？

メリットは
あるの？

イメージとの
ギャップ

家賃滞納が
心配

健康や生活
が心配

支援体制は
あるの？

入居者が
死亡したら

改修の時は

心配ごとを
解消するために

体験談



3ページ



高齢者の相談窓口



8・9・10・24ページ

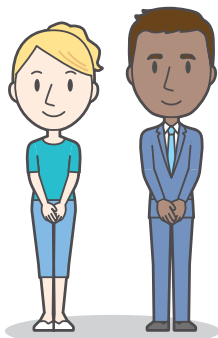


どこへ連絡したらよいかわからない時は、鎌倉市
(公益社団

障害者



外国人



子育て世帯



空家の解消とその理由  2ページ

体験談

 3ページ

体験談

 4ページ

体験談

 4ページ

対応策と予防策  6・7 ページ

家賃の支払いに関する制度  32 ページ

生活の様子が急に变化した時

 8・9・10・24・25・30 ページ

障害に関連する相談窓口

 10・28・29ページ

外国人の相談窓口

 36 ページ

トラブル相談窓口

 30 ページ

亡くなる前に  11～15・31・33・34 ページ

亡くなってしまったら  12～15・22 ページ

バリアフリー化助成制度について

 16・35 ページ

情報共有・生活支援“見える化”資料  39・40 ページ





I 知っておきたい基礎知識

高齢者や障害のある方などの入居受け入れのために知っておいていただきたいことをまとめました。

連絡先や活用できる制度については、次章「II 相談窓口・制度について」とリンクしていますので、日常業務にお役立てください。

1 借りたくても借りられない方たちを受け入れることは 空き家の解消につながります

(1) 住宅確保要配慮者（借りたくても借りられない方たち）の増加

• 高齢者

本市の全体人口が減少傾向にあるため、高齢者の人口も減少傾向にあります。

一方で高齢者割合は、2020年度から2030年度までに31.9%⇒33.6%と増加が見込まれており本市の世帯数も増加傾向にあることから、高齢単身世帯及び高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれます。

• 障害者

障害者手帳所持者は年々増加傾向にあり、2015年度から2019年までに7,143人(4.12%から7,360人(4.27%))に増加しています。

また、ハローワーク藤沢における障害者の就職件数は2016年度から2018年度までに310件から394件へと上昇しています。

• 外国人

本市における外国人人口は年々増加傾向にあり、2014年度から2019年度の5年間で、1,171人から1,444人まで増加しています。

また、居住している外国人の国籍についても多様化がみられています。

(2) 民間賃貸住宅の空き室の増加

本市における2018年の「住宅・土地統計調査」の空き家数の内訳は次のとおりです。

空き家数 3,790戸（戸建170戸、長屋140戸、共同住宅 3,480戸）

本市の人口は、1987年に176,358人ピークを迎え、その後緩やかに減少し1998年には167,136人まで減少しました。1999年以降、人口が徐々に回復しはじめ2010年には174,314人となりましたが、現在は減少しています。そして、今後も人口は減少していくとの推計がされています。

(3) これらの事から考えられること

賃貸住宅の空き室が増えていく中、いままでの顧客（若年層、ファミリー層）が減ることは確実です。リノベーション等の対策を立てても限度があります。

そこで、これから増える顧客（高齢者等）に目を向けてはいかがでしょうか？今までお付き合いの無かった地域包括支援センターなどの地域の支援窓口とつながって、バックアップ体制を担保に受け入れることは可能だと考えます。

不動産店、貸主も地域福祉の担い手という意識をもって、「つながる」ことで不安を解消していきます。

2 理解すれば心配は軽減 ～入居者に関する先入観と実際のギャップを埋めましょう～

借りたくても借りられない方たちに対して、年齢や障害、国籍などで勝手にイメージを作っていますか？今、一人一人を見ることを尊重する社会が求められています。

不安な気持ちは、以下の支援者の体験談を参考にいただき、支援窓口につながることで軽減されるはずです。

(1) 高齢者 どんなイメージ？

- ・収入が不安定？ 家賃滞納が心配。
- ・バリアフリーじゃなければダメ？
- ・認知症が心配？ ・孤独死が心配？



でも実際は・・・(支援者の体験談から)

- ・年金は安定収入！ ・転居をしようという方々は元気な方もたくさんいらっしゃいます！
- ・市内10カ所に「地域包括支援センター」があり、高齢者のよろず相談を受けています。貸主や不動産店でも相談ができますよ！ [24ページ](#)
- ・介護保険を受けていれば定期的にサービスを受けている。それが安心要素になります。 [24ページ](#)
- ・亡くなることを心配するより、孤独にしないことを考えることが大事。 [24ページ](#)、[33ページ](#)
- ・亡くなった時に活用できる保証や保険があります。 [34ページ](#)
- ・亡くなった時の対応を予め把握しておきましょう。 [12～15ページ](#)

(2) 障害者 どんなイメージ？

- ・障害者のイメージが分からない…。
- ・バリアフリーじゃなければダメ？
- ・近隣の方とうまく付き合えるかしら？
- ・孤独死が心配？



でも実際は・・・(支援者の体験談から)

- ・障害について相談できる窓口があります。 [28・29ページ](#)
- ・身体機能は人それぞれ。その方にあった物件を。 ・福祉サービス等で見守れば安心。 [28・29ページ](#)
- ・亡くなることを心配するより、孤独にしないことを考えることが大事。 [24ページ](#)、[33ページ](#)
- ・亡くなった時に活用できる保証や保険があります。 [34ページ](#)
- ・亡くなった時の対応を予め把握しておきましょう。 [12～15ページ](#)



なるほど！アドバイス

～地域の相談窓口にも営業を！～

地域包括支援センターや障害者相談窓口などは、生活相談の一環として、住まい探しに関する相談も受けています。しかし福祉の専門窓口は、不動産店になじみが無く「繋がりたいけど、行きにくい…」という印象を持っているようです。

ぜひ、皆様不動産店からアプローチしてみてください。「当店管理のアパートに高齢の方（障害のある方）がお住まいなので、困ったときにはよろしく！」と名刺を配っておくと、地域のネットワークが広がるのではないのでしょうか。

(3) 外国籍 どんなイメージ?

- ・言葉が通じない?
- ・ごみの出し方など、生活ルールが分かるかなあ?
- ・家賃を滞納するのでは?



でも実際は・・・(支援者の体験談から) 36ページ

- ・通訳サポートなどを活用してコミュニケーションがとれます。
- ・自国の習慣と日本の習慣が違うだけ。きちんと説明すれば分かってもらえます。
- ・外国人向けの保証会社もあります。

(4) 子育て世帯 どんなイメージ?

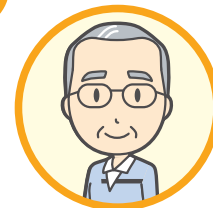
- ・子供の声が近所迷惑では?
- ・家賃を滞納するのでは?



でも実際は・・・(支援者の体験談から)

- ・契約時に説明、日ごろのコミュニケーションで他の住民にも理解してもらっています。
- ・お仕事をしてお仕事で収入のある方が多いです。

貸主さんの体験談 (鎌倉市山ノ内 T様)



市内で賃貸住宅を所有し、何名か高齢の方にも入居いただいています。「高齢」と言っても、80歳代でもお元気な入居者はいらっしゃいますし、家賃をきちんと払っていただき、長く住んでいただけるので、それほど気にしていません。

ただ、気を付けているのは“頑張りすぎてしまう高齢者”。

高齢と思われたくない、周りに迷惑をかけたくないという気持ちで我慢をしてしまう方は、異変に気付かれにくいことがあります。

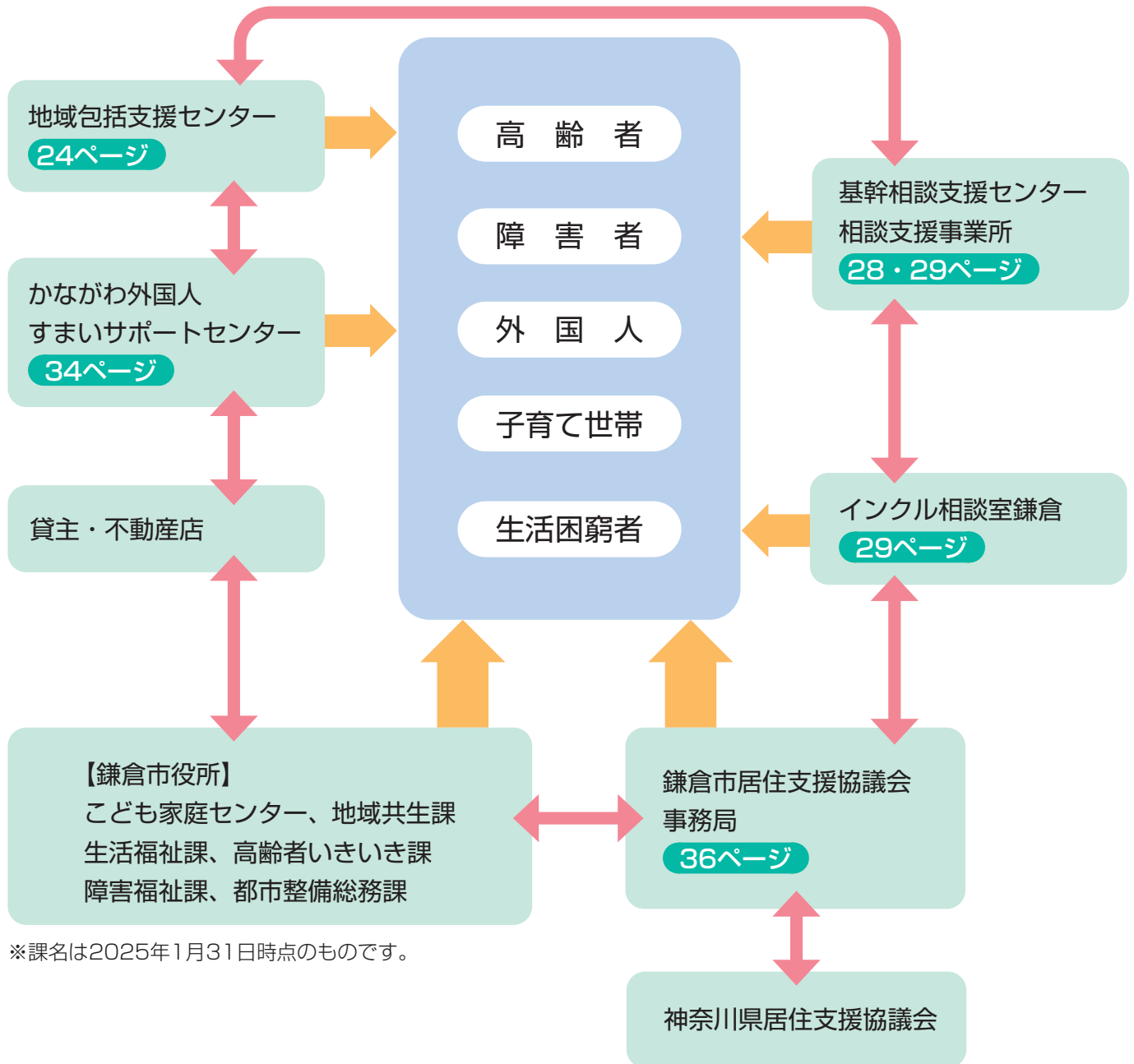
以前、夏の暑い時期に、所有物件の高齢の入居者の様子を見に行ったら、電気代滞納でエアコンが使えない状態で体調を崩していたことが分かり、市役所と地域包括支援センターと連絡を取り合って、要介護認定を受けて介護保険サービスの提供と金銭管理の手続きをしていただいたことがありました。

貸主にできることは限られていますので、地域包括支援センターや民生児童委員、市役所の担当部署など地域の様々な専門の方々の力を借りる必要を感じています。

貸主も部屋が空いていれば家賃収入が途絶えてしまい、生活に影響します。空けておくよりも「見守り」や「緊急時のサービス」などを付けて高齢者に入居してもらえれば、お互いの安心につながります。

そのためには、貸主や不動産店がアンテナを張って地域の資源を知り、貸主自身だけでなく入居者にも「安心」を提供し、それを共有することが大事だと思っています。

3 入居者に関する支援体制を知りましょう



お互いの得意分野を理解し不得意な分野を補いながら、連携してサポートする体制を目指しています（矢印も一方通行ではなく、双方向に）!!

4 …とは言っても心配な方へ ～個別の心配ごとに対する備えと対応策～

とは言っても心配ごととはつきないかもしれません。

ここからは具体的な不安に対して、予防策と対応策をまとめています。具体的な相談窓口や支援制度を活用しながら不安を解消してください。

1 家賃の滞納が心配だ

具体例

- 長期入院により、家賃の支払いが滞る
- 離職により収入が無くなり、家賃の支払いが滞る
- 定年退職等により、収入が激減し、家賃の支払いが遅れる



現入居者の場合、併せて考えること

病気やケガで失職した？



認知症？



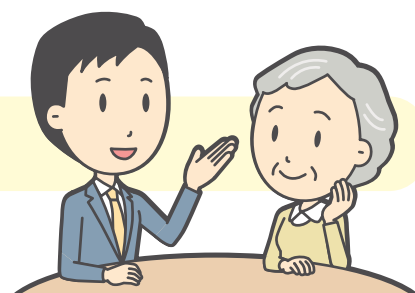
今まできちんと家賃が支払われていた方がある月から遅れだしたら、失職や入院等による収入減を考えてください。また、高齢者の場合、認知症などが疑われます。

家賃の支払遅延・滞納 ➡ 督促 ➡ 退去

と考えずに

『なぜ遅れているか、溜まってしまったか』

を聞き取って、を参考にしてください。





予防

どうする？～予防策～

家賃滞納に備える

- 不動産会社へ入居者管理（家賃集金代行、家賃滞納への対応等）を委託する
家賃管理が楽になり、滞納の対応も不動産会社が行います。
不動産会社へ管理委託料がかかります。

👉 不動産会社へ相談

不動産会社をご存じない場合は、不動産会社の団体の会員から選ぶことができます。

- 口座引落を利用する
入居者のうっかり滞納を回避できる。
残高不足の場合は引落ができない。

👉 入居者に銀行で手続きをしてもらいます。

- 家賃債務保証会社を利用する
家賃債務保証会社が連帯保証人に代わって、家賃滞納や退去後の原状回復費などの金銭的な保証を行います。

👉 不動産会社へ相談

高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等を対象にした家賃債務保証制度があります。保証人のなり手がいない方に情報提供すると有効です。

👉 一般財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度 [32ページ](#)

- 生活保護受給者の場合は、「代理納付制度」を利用する
生活保護を受給している入居者に限られますが、行政から生活保護費のうち家賃相当額が直接貸主に支払われる制度です。

👉 相談窓口と制度については [29ページへ](#)



対策

どうする？～対応策～

滞納した（滞納の恐れがある）場合の対応

- 生活が苦しい？

👉 相談窓口と使える制度は [29ページ](#)

- ・生活保護
- ・住居確保給付金
- ・一時生活支援事業
- ・ひとり親家庭等家賃助成事業

- 認知症かな？（ご本人やご家族にこの情報をお伝えください！）

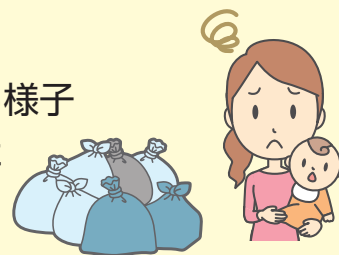
地域包括支援センターに相談 [24ページ](#)

金銭管理や日常生活上の契約等の支援を検討してもらう（日常生活自立支援事業） [32・33ページ](#)

② 生活の様子が急に变化した

生活の様子がおかしい

- ・家賃が遅れ気味
- ・子育てに悩んでいる様子
- ・何度も同じことを聞いてくる
- ・ごみが溜まってきた
- ・人格が変わった感じ
- ・けがをしている



孤独死の心配

- ・新聞受けにチラシや新聞が溜まっている
- ・電気がつけっぱなし
- ・最近見かけない・・・



併せて考えること

- ・認知症？
- ・うつ病の発症？
- ・持病の進行？
- ・虐待？



どうする？～予防策～

孤独にさせない！「様子がおかしい」の早期発見！

- 緊急連絡先、支援者（団体）を予め把握しておく。
本ガイドブックに「情報共有・生活支援“見える化”資料」を掲載しています。入居者の日ごろの支援内容を契約時に把握し、更新をしておく必要があります。ご活用ください。
なお、個人情報を取り扱うため、ご本人の同意を得て作成してください。 **39・40ページ**
- 高齢者の見守りサービスを利用する
 - ➡ 地域包括支援センターに相談 **24ページ**
 - ➡ 鎌倉市の高齢者サービスを利用 **33ページ**
- 障害者の相談支援機関に相談する
 - ➡ 鎌倉市基幹相談支援センター **28・29ページ**
- その他の民間事業者の安否確認サービスを利用する **34ページ**
民間事業者も様々な商品開発や地域との連携で見守りを行っています。神奈川県HPで一覧がご覧になれますので、ご確認ください。



神奈川県HP内『かながわ認知症ポータルサイト』
「センサー・機器等による高齢者の見守り・安否確認サービス実施企業一覧」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1215623.html>



多言語に対応するツールを活用する **36ページ**

- 鎌倉市居住支援協議会作成「多言語による住まい探しガイドブック」
鎌倉市居住支援協議会では、外国籍の方や外国籍の方の生活を支援する方々を対象にしたガイドブックを作成しました。ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。
- 特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター作成
 - ・「入退去マニュアル」
 - ・「賃貸住宅の種類のご案内」
 - ・「住宅の引っ越しルール」
 - ・「敷金と原状回復」
 - ・「外国人すまい方ガイド」



…… 地域包括支援センターってどんなところ？

専属の保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーが高齢者をめぐる不安や相談に対応することで、地域住民の心身の健康、生活の安定に必要な支援を行います。

鎌倉市には10ヶ所の地域包括支援センターがあります。お住まいの住所（物件の所在地）によって担当する地域包括支援センターが異なります。

管轄エリアとセンターの所在地は **24ページ** に掲載しています。

地域包括支援センターと不動産店が連携して対応した事例

高齢者の一人暮らし。
最近家賃の支払い期限が遅れ、不動産店が電話をすると忘れてしまってる様子……。心配になり訪問すると、書類もたまっていて、部屋も散らかっている状態。他人の出入りもない様子……。



不動産店は、このまま住み続けてもらうことに不安を感じ、地域を管轄する「地域包括支援センター」に連絡しました。



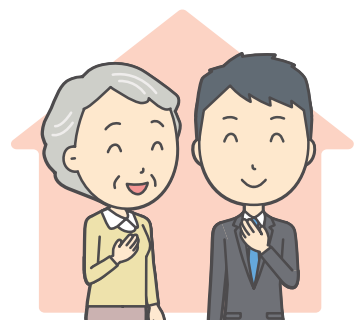
地域包括支援センターの職員が同行訪問して、本人の状況と今後の支援について確認することに。

確認の結果

- 認知症状が疑われ、病院受診と介護保険申請手続きを進めサービス利用につながった。
- 金銭管理や書類手続きに関しては、成年後見制度を利用し第三者に依頼することになった。



その結果、見守りや支援の体制ができて、支払いが滞ることもなくなり、不動産屋さんも安心してマンション更新手続きも勧めることができました。



どうする？～対応策～



「生活の様子が急に変化した」に対応。抱え込まずに専門機関へ！

● 高齢者

👉 地域包括支援センターに相談 **24ページ**

● 障害者

👉 鎌倉市基幹相談支援センター・相談支援事業所に相談 **28・29ページ**

● 子育ての悩み

👉 鎌倉市の市民相談に相談 **30ページに掲載**

市民相談では、関連する相談内容として、

「女性相談」「こどもと家庭の相談」「虐待を含むこどもと家庭に関する相談」

「ひとり親家庭の相談」「ひとり親家庭の子供の進学・就労・経済的自立などの相談」

に応じています。

● 外国籍の方の相談

👉 特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター **36ページ**

● その他、生活状況に異変（違和感）を感じる場合の相談窓口

👉 高齢者虐待防止に関する相談 **30・31ページ**

高齢者の虐待に気づいたとき、介護の負担や悩みがあるときに相談してください。

👉 障害者虐待防止に関する相談 **28・29・30・31ページ**

障害者や養護者の虐待に気づいたときに相談してください。



なるほど！アドバイス

県精神保健福祉センター発行

「不動産店さん・大家さんのための情報ガイド」のご紹介

神奈川県精神保健福祉センターでは、2015年度に、精神障害のある方へ住まいを提供される不動産店、貸主向けに、安心して賃貸住宅の仲介等をしていただくために、生活介護などの生活支援や住まいに関する支援、相談機関に関する情報を掲載した「不動産店さん・大家さんのための情報ガイド 精神障がいのある方が住まいでの生活をつづけるための支援・サービス」を作成し、HPで公開しています。精神障害のある方々が地域での生活をつづけるために、ご活用ください。



URL <http://www.pref.kanagawa.jp/documents/11538/801687.pdf>

③ ひとり暮らしの入居者が亡くなった時の対応 亡くなる前に知っておく！

どうする？～予防策～

居室内で亡くなってしまい、残った家財の片付け費用や原状回復費用等を補償する保険に加入して、万が一に備えることができます。

保険には、貸主が加入するものと賃借人が加入するものがあり、補償内容も料金も様々です。

● 貸主向けの孤独死対応保険を利用する 34ページ

神奈川県居住支援協議会では、貸主、不動産店の方が活用できる「家主向け保険商品カタログ（仮称）」を令和2年度に作成しています。

完成後は、県内不動産関係団体へ配布するほか、神奈川県居住支援協議会HPにも公開しますので、ご活用ください。

問合せ先： 神奈川県居住支援協議会事務局（かながわ住まいまちづくり協会）

電話 045-664-6896 URL <http://www.machikyo.or.jp/kyoiyushien/>



 鎌倉市の終活関連事業を活用する **33ページ**

Memo

どうする？～対応策 入居者が死亡したとき～

①

(発見した場合)
まずは警察へ連絡



②

緊急連絡先への連絡



賃貸借契約時に聞き取った緊急連絡先へ連絡します。緊急連絡先が親族等でない場合は、親族等の有無やその連絡先を知っているかなども聞いてください。死亡報告となると慌ててしまうこともあるので、伝えたいことはメモをしておくといいです。

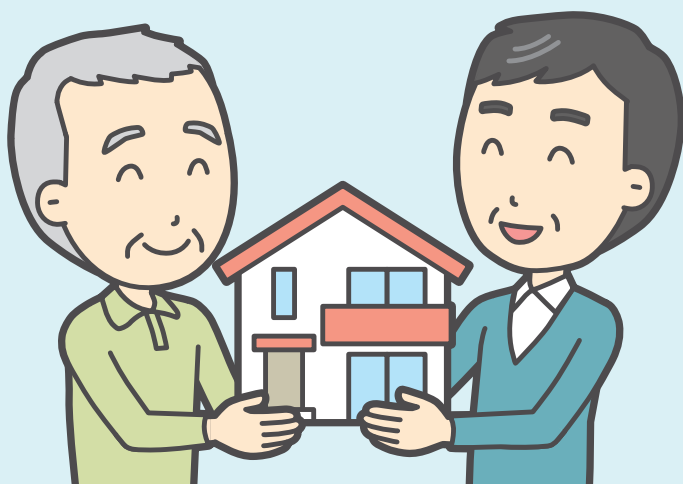
なる
アド①

⑦

賃料債務の精算



賃貸借契約解除日までの賃料や残置家財の処分費、室内の原状回復費は相続人に承継されます。各種費用については、入居者加入の家財保険や家賃債務保証等により補償される場合があります。





3

相続人の特定・連絡



室内で一人で亡くなってしまった場合や自殺の場合は警察が親族等を調査します。警察が親族等を把握しているなら「賃貸借契約の件で連絡を取りたい」と伝えてもらいましょう。相続人が複数いる場合は、代表者を決めてもらうと良いです。

なる⑧

4

賃貸借契約書の解除



入居者が死亡しただけでは賃貸借契約は終了しません。借家権は相続人に相続されるため、相続人に対して解約手続きを行う必要があります。相続人が遠隔地に居住している場合や住所は判明していても連絡が取れない場合は、内容証明により解除通知を送付します。

6

原状回復工事の実施



通常の前状回復工事や室内クリーニングのほか、必要に応じて専門業者に依頼するなどし、特殊清掃等を実施します。死後、時間が経過している場合は、その影響範囲も広くなるため、畳の入れ替えや床の張替えなどが必要になってくるケースもあります。

なお、特殊清掃をおこなう事業者についても、「家財整理相談窓口」(P14)の会員から選ぶことが可能です。

なる⑨

5

残置家財の処分



賃貸借契約の解除にあわせて、相続人に残地家財の処分を請求します。相続人が請求に応じない場合でも、原則として家主が処分することはできず、相続人の同意書等が必要です。それでも相違が得られなければ、競売や目的外動産として処分します。

なる⑩



なるほど!アドバイス

①「相続権のある親族」の名前と連絡先の把握

重要なポイントは、入居時に「相続権のある親族の名前と連絡先」を金銭的な保証人とはならなくとも把握しておくことです。入居者は、親族については「頼りにならない」等と話したがない場合もありますが、死亡した場合の家財の処分などは、相続の問題なので、相続権のある親族の名前と連絡先は把握しておく、その後の手続きがスムーズに進みます。

例えば、賃貸借契約時（もしくは、入居完了時）に「本籍の記載のある住民票^{（※注）}」の提出を求める等の工夫をすると、万が一、居室内事故が発生した場合に、親族の方を探すきっかけになります。

（※注）無条件に請求することは、人権問題、個人情報保護の観点から問題となりますので、入居者に「何のために必要なのか」を説明し、理解を得た上で提出を求めることが大前提となります。

②任意後見制度の活用と死後事務委任契約

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合もありますが、自分では難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

任意後見制度とは？

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、本人が自らその意思をもって転ばぬ先の杖として、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

代理権の範囲（委任契約）

イ. 財産管理、不動産管理、遺産分割、賃貸契約等

ロ. 生活介護、療養介護、施設入所、医療契約等

ハ. その他

二. 権利濫用にならない限り契約で報酬は決められます。

死後事務委任契約とは？

人が亡くなると、役所の手続きだけでなく、施設費の支払い、医療費、葬儀費用の支払い、お墓の手続き事務の他、賃貸借契約を含めた各種契約の解約手続き等、色々な手続きが必要になります。

親族が身近にいる方は、こうした事務手続きもやってもらえますが、親族がいない又は疎遠な方は、誰かにやってもらわざるを得ません。

死後事務委任契約とは、委任者（ご本人）が生前に、第三者に対して、こうした亡くなった後の事務等について、代理権を与えて死後事務を委任する契約です。

一般的には、公証役場や司法書士、行政書士といった有資格者と委任契約を交わすケースが多いようです。元気なうちからエンディングノートを作成して、亡くなった後に周囲へ負担をかけないように心がけておく、と良いでしょう。

③家財整理業者の選び方と注意点

賃貸住宅貸主または不動産管理会社が、退去予定の住人から残置家財の整理について問い合わせを受けた時、あるいは、孤独死等により貸主自らが家財整理の手配をしなくてはならない状況になった時などに問題になるのが家財整理事業者選びです。

事業者選びで留意すべきは、技術・知識とコンプライアンスを含めた事業者の方針です。家財整理業界は歴史も浅く、様々な分野から参入していることもあり、遺品整理や孤独死などに対応する特殊清掃の知識や実施の際の技術面において、事業者毎に大きな差があります。また廃掃法など法律を理解して事業をしているかどうかも重要で、中には承知した上で不法投棄等をしている違法事業者も存在します。いずれも法人トップの考え方や努力によるところですので、一事が万事気を付ける必要があります。

依頼する事業者は、以下の点をチェックして総合的に信頼できるところにしましょう。

- ① ホームページの内容が明確で、代表者の写真やメッセージが掲載されていると尚良い。
- ② きちんとした電話対応ができ、説明が丁寧であること。
- ③ 家財整理事業者が家財の買取をする場合には古物商許可が必要なので、事業者に許可証の有無を確認する。
- ④ 見積りは現地に、片づけの流れ、料金システム、オプションの扱い、片づけ時の近隣への配慮など説明を受ける。説明がなければ何でも質問して回答を得る。
- ⑤ 見積書は、詳細・社名が記載されている書面の発行が必須。
- ⑥ 遺品整理では、遺品の取り扱いの説明を必ず受ける。(現金・貴重品・供養など)
- ⑦ 特殊清掃については、特に高度な技術が必要なため、実績などを確認するとよい。
- ⑧ 地域によっては、行政や社会福祉協議会などに相談してみるのもよい。行政と連携している事業者も少なくない。

相見積もりを取ることも有意義ですが、料金のみでの判断は危険ですので、冷静に選定して下さるようお願いいたします。

神奈川県指定居住支援法人・(一社)家財整理相談窓口(指定番号 神・法人19-0002)

電話 03-5287-4387 URL <http://www.kazaiseiri-soudan.org>

㊦ (一社) 家財整理相談窓口とは？

同法人は、家財整理業界の健全な発展を支援し、地域経済の振興、国民経済の発展に寄与を図り社会貢献していくことを目的として、2015年に設立されました。

消費者に対する家財整理事業に係わる適切な広報と共に、家財整理や住まいにまつわる相談の受付を行っています。

また、同法人に参加する事業者への情報提供やセミナー開催などを通して質の向上を目指して活動しています。

家財整理全般(遺品整理・生前整理・空き家整理・特殊清掃等)についてはお問い合わせください。

一般社団法人家財整理相談窓口

東京都新宿区大久保3-8-2 新宿ガーデンタワー 13F

電話 03-5287-4387 URL <https://www.kazaiseiri-soudan.org/>



㊦ (公社) かながわ住まいまちづくり協会の「家財整理サービス」をご活用ください

同協会では、神奈川県から住宅セーフティネット法に基づく「居住支援法人」に指定されており、同じく居住支援法人であるホームネット(株)と(一社)家財整理相談窓口とタッグを組んで優良な事業者をご案内し、無料で見積を提供する事業を実施しています。

過去には、生前整理や遺品整理のみならず、ゴミ屋敷の整理や居室内事故の特殊清掃なども実施したことがあります。

神奈川県指定居住支援法人・(公社)かながわ住まいまちづくり協会
(指定番号 神・法人18-0005)

電話 045-664-6896 URL <https://www.machikyo.or.jp/news/database.cgi?cmd=dp&num=40>



㊦ 残置物の処理等に関するモデル契約条項

高齢者の単身世帯が増加している中、貸主にとっては、相続人の有無や所在が明らかでない単身者が亡くなった際の賃貸借契約の解除や居室に残された家財の処理への不安があります。このような不安感を払拭し、単身の高齢者の居住の安定確保を図る観点から、単身の高齢者が死亡した際に契約関係及び残置物を円滑に処理できるように、今般、国土交通省及び法務省において、賃借人と受任者との間で締結する賃貸借契約の解除及び残置物の処理を内容とした死後事務委任契約等に係る「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を策定しました。

モデル契約条項は、その使用が法令で義務づけられているものではありませんが、モデル契約条項を利用することにより、合理的な死後事務委任契約等が締結され、ひいては、単身の高齢者の居住の安定確保が図られることを期待し、広く普及に努めています。

国土交通省

URL https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000101.html



4 その他の心配

(1) 足腰が弱くなったので、部屋をバリアフリーにしたい

今後、単身高齢者が増加する状況の中で、バリアフリー化された住宅の需要が高まることが予想されます。

介護の必要性や障害の状況に応じて、入居者からの申請に基づく住宅改修費の助成制度があります。入居者から住宅のバリアフリー改修工事についての相談があった際には、工事の同意・許可などについて、ぜひ、前向きにご検討ください。



どうする? ~対応策~

● 高齢者

👉 介護保険制度における住宅改修費の支給 **35ページ**

介護保険の要支援・要介護認定を受けている方が、現在住んでいる住宅をバリアフリー化するために、特定の工事について費用の一部の助成が受けられます。

申請および費用負担は入居者になるため、貸主の負担はありません。

● 障害者

👉 重度障害者住宅設備改造費助成制度 **35ページ**

在宅の重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とした助成制度です。介護保険制度の対象となる方は、介護保険制度における住宅改修費が優先されます。

● その他

👉 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

新たな住宅セーフティネット制度に基づく、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された「セーフティネット住宅」のうち、住宅確保要配慮者専用とする場合、バリアフリー化等の改修に対して補助があります。

制度については、「セーフティネット住宅情報推進システム

(<https://www.saftynet-jutaku.jp/>)」



なるほど! アドバイス

改修事業者の情報が知りたい

※事務所を選ぶ際は、複数の施工業者から見積もりを取ることをお勧めします。

介護保険を利用した住宅改修は、改修費用のうち介護保険の支給対象額の全てを一時的に利用者が負担し、その後の申請で住宅改修に係る費用の9割・8割または7割を利用者に支払う方法（償還払い）と、住宅改修費を事業者が被保険者に代わり受領し、利用者は支給対象額の1割・2割または3割を支払う方法（受領委任払い）があります。

鎌倉市では、2009年1月から受領委任払いを取り扱う施工事業者を登録しており、HPで公開しています。

URL http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kaigo/kaigohoken_seido.html#zyuukai

※ 改修を行うには市に対する事前申請が必要です。改修前に地域包括支援センター又はケアマネジャーに相談してください。

また、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会（横浜市中区）では、高齢者の住宅改修に関する研修を行っており、その研修に受講した建築施工業者を名簿化して公開しています。

改修をしたいが業者の情報が分からないという方は、こうした情報を活用してみてもいいかもしれません。

(2) ホントに貸して大丈夫？ そうは言ってもまだ心配

初めて対応する場合、不安なことが多いと思います。そんな時は、経験のある多職種の団体が構成する「鎌倉市居住支援協議会」へご一報ください。

会員の経験やノウハウを活かして、寄り添いながら貸主・不動産店の皆様の不安を解消していきます。

- ◎ 鎌倉市居住支援協議会事務局（公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会）

※ 神奈川県居住支援協議会の事務局も担っています。他市の情報なども提供できます。

電話 045-664-6896

Memo

鎌倉市内で活動する居住支援法人

改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（注意）の入居を拒まないとして登録された住宅の入居者に対する家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人等を、その申請に基づき、県が住宅確保要配慮者居住支援法人として指定することができます。

令和6年12月31日時点で、神奈川県内には40を超える法人が指定されており、活動地域や支援内容などは法人により様々です。

ここでは、複数ある居住支援のうち、鎌倉市内を活動地域としている居住支援法人（一部）の活動内容をご紹介します。



鎌倉市で活動する居住支援法人の活動紹介

法人名	かながわ外国人すまいサポートセンター
支援の対象者	外国人、生活困窮者

法人（企業）として、どのような活動をしていますか？

2001年設立以来、外国につながる住民への居住支援を行ってきました。

外国人が入居しづらいという現状を踏まえ不動産業界団体、行政、NPOなどとの連携のもと活動をしてきましたが、その人一人ひとりに向き合う中で単に不動産店に相談者をつなげればよいということではないということに気が付きました。

困窮を抱えた相談者が多く入居前に解決しなければならない様々な問題を整理し、関係機関などに的確につなげ、不動産業者、公営住宅、後者の賃貸住宅、URなどへの入居をサポートする活動をしています。

入居、退去、マナー、ルールについて書かれた13言語（英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、カンボジア語、ラオス語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、やさしい日本語）による様々なマニュアル（『外国人すまい方ガイド』『入居退去マニュアル』『住宅の引っ越しルール』『敷金と原状回復』『住まい方のルール』『賃貸住宅の種類のご案内』『すまいの生活ガイド』『入居申込用語集（多言語版）』）などを作成し準備しております。



他機関と連携して住まいを見つけ、対応した事例の紹介

●鎌倉在住の50代後半の米国籍男性。日本人女性と結婚して15年以上共に暮らしてきたが離婚。今まで日本人の妻に全て頼っていたため、離婚により途方に暮れて、日本語の読み書きができないうえ、精神疾患を患い、役所からすまセンに連絡があった。今まで住んでいたアパートを明日中に退去しなければならない。元妻に連絡をした。収入の無い夫の面倒を見てきたが二度と関わり合いになりたくないとのことだった。かつて英語教師をしていたが失業して、預貯金もあまりない。急遽戸塚の無料低額宿泊所を手配した。ところが、どうしても宿泊所のルールが合わなかったため、鎌倉の小さな宿に移動した。数日後、宿の主人が宿泊料を請求したところ、突然目の前で胸をナイフで刺して、湘南鎌倉総合病院に救急搬送された。湘南鎌倉総合病院から電話があり、これまでも狂言自殺を図っていたことが分かった。米国大使館に連絡をして事情を説明した。米国大使館から、米国にいる家族に連絡をして引き取りをお願いしたが、絶縁しているので一切関わりたくないとのことだった。心身の回復を待って今後について面談をすることになっていたが、退院して、忽然と姿を消して連絡はない。

●20歳フィリピン人男性。鎌倉市基幹相談支援センターより部屋探しの相談を受けた。フィリピンで出生後母親に連れられて日本に来て、小学6年から伊勢原市で暮らしていたが、母親の虐待により、平塚の児童相談所で保護された。知的障害と精神障害を患っている。また、LGBTQ。女性として自認している。現在の自立援助ホームは、年齢の関係で退去しなければならない。本人の特性から、障害福祉グループホーム入居は厳しい。収入は生活保護程度。虐待を受けていた経緯があり、親族には頼れない。在留資格更新手続きの期限日が迫っているので、弁護士を入れて話を進めている。国籍はフィリピン人だが、フィリピンに帰っても身内も親戚も誰もいない。現在、鎌倉で万全の支援体制が整っているの、鎌倉ですと暮らしてゆきたいとのこと。生活保護受給中で、知的障害と精神障害のある外国人でも入居可能な物件を鎌倉市内で探しているがたいへん難しい。暗中模索の中、基幹支援相談センター担当者が懇意にしている不動産店が、部屋を見つけ申し込みをした。保証会社の審査を通過して、最終的に契約をして、入居することができた。



居住支援法人として、力を入れていること、意識していることは？

相談につながってきた人たちが安心できるよう配慮しています。

日本語ネイティブの人たちにはわからない言葉の上での不安や異なる生活習慣などを背景があることを理解しておくことも大事だと思います。

また、不動産業界団体、不動産業者さんたちの理解を促すために力を注いでいる一方良い不動産業者さんに出会う機会を大事にしております。

鎌倉市居住支援協議会、神奈川県居住支援協議会との連携を強化するために研修会の実施、参加も積極的に行っております。

賃貸住宅の貸主、不動産店、他の居住支援法人に伝えたいこと

入居を希望する人たちのことを理解し、ひとり一人に合う住居を探すために一緒に汗を流してほしいと思います。

すまセンのような団体から貸主さんの姿はほとんど見えて来ないことから不動産店に一方的に住居探しを断られてしまうと相談に来た人たちは住むところを失ったり、大好きな鎌倉での生活を諦めなければなりません。もう一步だけ一緒に踏み出してほしいと思います。

私たちも相談者を押し付けたりつなげて終わりということはしてきていないので家を探す人を真ん中にして悩んだり話し合ったりしながら入居サポートを行いたいと思います。

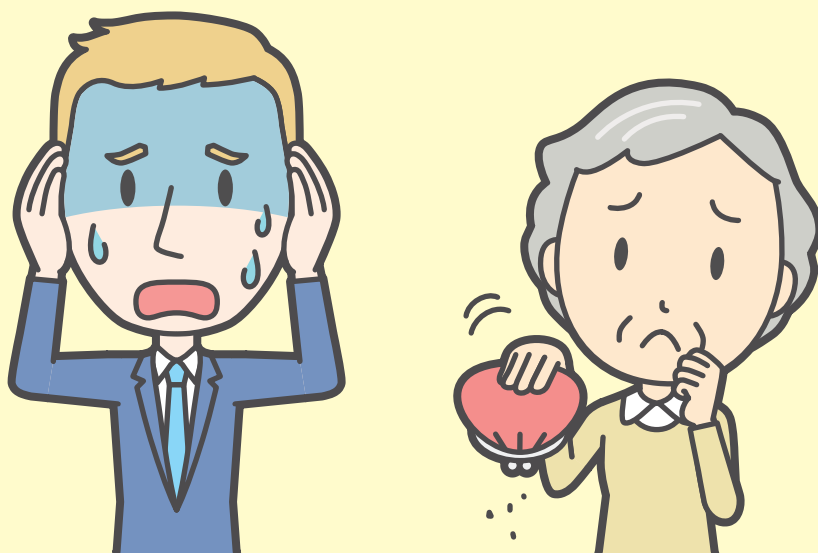
また、トラブルは事前の説明をきちんとしておくことと起こりにくいので当団体にある各国語のマニュアルを利用していただければと思います。

必要であれば通訳コーディネーターを派遣しますのでご利用下さい。

その他（書き足りないことがあれば・・・）

外国にルーツがある人たちも市民であることを意識していただきたいと思います。

外国語の理解が難しくてもやさしい日本語による対応で多くのことを乗り越えることができます。



法人名	一般社団法人インクルージョンネットかながわ
支援の対象者	外国人、生活困窮者



法人（企業）として、どのような活動をしていますか？

インクルージョンネットかながわは、生活・仕事・住まい・経済・心身などにさまざまな課題を抱え、孤立や社会的排除など困難な状況にある方々に対し、包括的な支援を行う事で、市民によるセーフティネットを構築し、国籍・文化的背景・性別・性的指向・障がいの有無などを問わず、共に生きる社会を実現することを目的に活動している団体です。内閣府のモデル事業であるパーソナルサポートサービス事業を横浜市から受託するにあたり、神奈川県内の様々なNPO（若者支援、困窮者支援、女性支援、外国人支援等）が連携し、2011年に設立しました。

2015年からは鎌倉市に事務所を移転し、鎌倉市生活困窮者自立支援事業・神奈川県つながりサポート事業等を受託し、様々な困難を抱える方々への伴走支援を行っています。

住まいに関する相談は2011年の設立時から受けていましたが、2020年に居住支援法人として登録。居住支援として①現在の住まいを失わないための支援（家計相談・大家さん不動産業者との連携調整・各種制度利用の検討）②新たな住まい探し・入居にともなう支援（お困りの状況の課題整理・協力不動産店／大家さんに御協力頂き物件探し・必要な支援機関との連携・転居までの家計管理・内見同行等）③退去にともなう支援（必要な方には業者の手配・引っ越しサポート・書類作成サポート等）④入居後のサポート（転居後の安否確認・転居先の行政／支援団体へのつなぎ等）を行っています。



他機関と連携して住まいを見つけ、対応した事例の紹介

ギャンブル依存のある男性のケース。高齢の父親宅に暮らしていましたが、父親の年金を競馬や競艇につぎ込んでしまうなどしていたため、行政の障がい課・高齢課などと連携し、世帯の家計支援を行っていました。本人が強い精神不調で緊急入院したことをきっかけに、父親は他県に住む兄がひきとることになり、父親宅は売却する事となりました。本人は家事能力／家計管理能力がほとんどなかったため、退院後は地域生活サポートセンター・障がい支援機関・医師・アパートの管理会社などと連携し、転居に向けての具体的準備を進め、転居。生活保護申請となりました。父兄とは長年の確執あり、家族との関係も途絶えている中、不安定な状態になることも多かったですが、転居後も行政・各支援機関と連携し、家計相談を通して生活支援を継続したことで、現在は落ち着いて生活しています。



居住支援法人として、力を入れていること、意識していることは？

事例の通り、相談者は複合的で複雑な事情を抱えており、転居にあたっては御本人の生活状況の確認・課題の整理を行う事、また、行政の各部署・支援団体・NPO・地域の方々と連携しながらの支援が大事だと思っています。

協力頂いている不動産屋さん、大家さんにも本当にお世話になっています。相談ケースひとつひとつに対応する中で、不動産業者・関係機関との信頼関係を深め、連携を拡げていければと思います。



賃貸住宅の貸主、不動産店、他の居住支援法人に伝えたいこと

神奈川県居住支援協議会・鎌倉市居住支援協議会で出会う不動産店・居住支援法人の皆様は、それぞれの地域で創造的に活動している団体が多く、学ばせて頂いています。

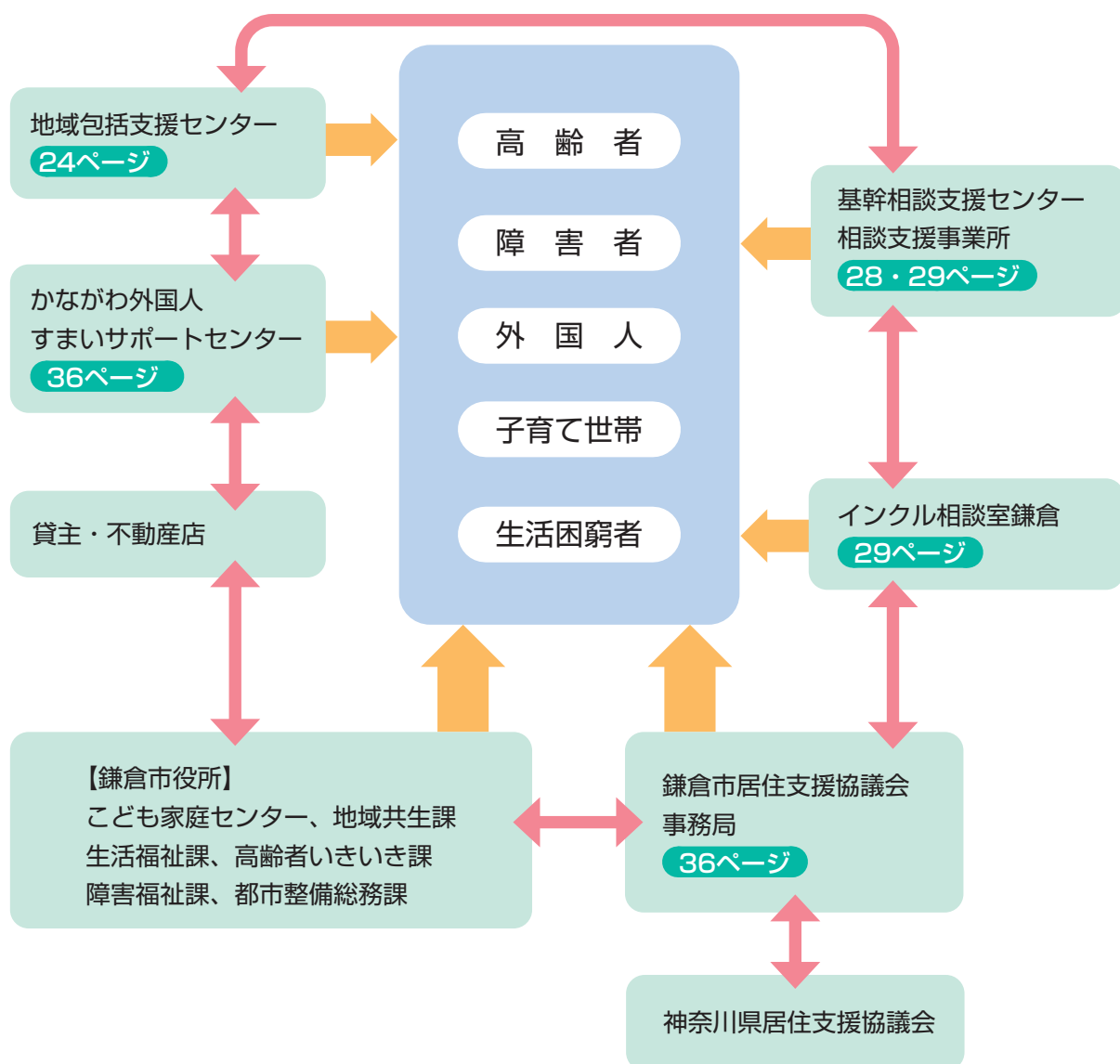
人口減少・少子高齢化・1人世帯の増加・社会情勢の変化の中で、居住に関する様々な問題が顕在化、住宅セーフティネット法も改正となり、居住支援の必要性が高まっています。インクルージョンネットかながわは元々、制度になる前の様々な社会課題に現場で向き合い活動してきたNPOが集ってできた団体でした。現在は日々の相談で手一杯になってしまいがちなのですが、現場で相談を受けてきた経験の蓄積を生かし、社会に向けて課題の発信や、皆様との連携の中で住まいに関する施策を問い、よいものを作っていくことを意識した活動ができればと思っています。

Memo

Ⅱ 相談窓口・制度について

ここからの情報は、社員の方全員で情報共有していただき、いざという時にお役立ていただくほか、お部屋をお探しの住宅確保要配慮者が単独で来店した場合は、貸主側の不安を説明した上で、不安を解消するための情報として提供していただき、その際、支援者と一緒に改めて来店するようにご案内してください。

※連絡先名称・電話番号は、2023年2月1日時点のものです。



相談窓口一覧

1 高齢者の相談窓口（地域包括支援センター）

[関連ページ](#)

P 3・8・9・10・16

(1) 地域包括支援センターとは

専属の保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーが高齢者をめぐる不安や相談に対応することで、地域住民の心身の健康、生活の安定に必要な支援を行います。

鎌倉市には10ヶ所の地域包括支援センターがあります。お住まいの住所によって担当する地域包括支援センターが異なります。

対応がむずかしいケースや管理物件の入居者の様子がおかしい時など、相談してみてください。

(2) 対応内容（例）

- 介護保険のサービスを利用したい
- お金の管理や契約に自信がない
- 家族の介護の仕方がわからない
- 最近、近所の独り暮らしの高齢者を見かけない
- その他高齢者について気になることがある
- ひとり暮らしを続けられるか不安
- 親が認知症かもしれない
- 最近足腰が弱ってきた
- など

(3) 市内の地域包括支援センター

高齢者がお住まいの場所（物件の場所）ごとに担当地域が分かれています。

地域	センター名	所在地・電話	担当地域
鎌倉	鎌倉市社会福祉協議会	御成町18-10 電話 0467-61-2600	十二所、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、御成町、浄明寺
	鎌倉きしろ	材木座1-8-6-103 電話 0467-40-4434	大町、材木座
	鎌倉静養館	由比ガ浜4-4-30 電話 0467-23-9110	由比ガ浜、笹目町、佐助、長谷、坂ノ下、極楽寺、稲村ガ崎
腰越	聖テレジア	腰越1-2-1 電話 0467-38-1581	腰越（一丁目から五丁目）、七里ガ浜東、津西、七里ガ浜
	聖テレジア第2	津602-184 電話 0467-38-6612	腰越（一丁目から五丁目を除く）、津、西鎌倉、手広、鎌倉山
深沢	みどりの園鎌倉	常盤165-8 電話 0467-62-0666	梶原（一丁目から五丁目を除く）、寺分（一丁目から三丁目を除く）、上町屋、常盤、笛田
	湘南鎌倉	山崎1202-1 電話 0467-41-4013	山崎、梶原（一丁目から五丁目）、寺分（一丁目から三丁目）
大船	きしろ	大船1273-1 電話 0467-42-7503	山ノ内、台（一丁目を除く）、小袋谷、大船（一丁目から六丁目を除く）、高野
	ふれあいの泉	今泉2-4-10 電話 0467-43-5977	大船（一丁目から六丁目）、岩瀬、今泉、今泉台
玉縄	ささりんどう鎌倉	城廻270-2 電話 0467-42-3702	台一丁目、岡本、玉縄、植木、城廻、関谷

Memo

2 介護施設の種類と特徴

有料老人ホーム

対象者：自立、要支援、要介護の方。
施設毎に入居条件が異なるので
確認が必要。

介護付き、住宅型などいくつかの種類があり、
個々の希望に沿った施設選びができます。

介護付き：食事、洗濯、清掃等の生活支援、
排泄や入浴等の身体介護、
機能訓練、レクリエーション、
サークル活動などのサービスを
施設職員が行います。

住宅型：食事、洗濯、清掃等の生活支援
サービスが付いた施設で、ホーム
のスタッフが介護サービスをする
ことはなく、要介護になった際は
外部のサービスを利用して行います。

健康型：家事サポートや食事等のサービス
が付いた高齢者施設。
身の回りのことは自分でこなせる、
自立した状態の高齢者が対象で、
温泉やスポーツジムなど、元気な
状態をなるべく維持することを目的
とした設備が充実しているところが多
い。
介護が必要になったら退去となります。
施設数は少ない。

特別養護老人ホーム【特養】

対象者：要介護3以上(原則)の方。

家での生活が困難で常時介護が必要な方に、
生活の支援や介護を行う終身タイプの施設です。

サービス付高齢者向け住宅

対象者：60歳以上で、自立または要
施設毎に入居条件が異なるので

安否確認や生活の相談ができる職員が常駐している
他と比べ生活の自由度が高く、自活力を尊重していま
利用できるサービス内容は施設毎に異なります。
介護が必要になった場合は外部の介護サービスを利
介護度が高くなると退去しなくてはならないところもあ

小規模多機能型居宅介護

対象者：65歳以上の要介護1～5の方で
施設と同じ市町村に住民票がある方。
(要支援1～2の方が利用できる施設もあります)。

デイサービス(通所介護)を中心に、
ショートステイ(短期入所)や訪問介護といった
サービスを組み合わせ、自宅での生活が
続けられるよう利用者の状況に合わせて
サービスが選べる施設です。

看護小規模多機能型居宅介護

対象者：65歳以上の要介護1～5の方で
施設と同じ市町村に住民票がある方。

小規模多機能型のサービスに訪問看護の
サービスをプラスし、常に看護と介護が必要な
重度の人でも継続して切れ目なく自宅での
生活が続けられるよう、利用者の状況に
合わせてサービスが選べる施設です。

介護老人保健施設【老健】

対象者：要介護1～5で在宅復帰を目的とした方。

病状は安定しているがすぐには在宅生活が困難な要介護1以上の方が入所でき、病院と自宅の中間というイメージの在宅復帰を目指す施設です。
入所期間は原則3ヵ月で機能訓練（リハビリ）を中心としたサービスを提供します。

軽費老人ホーム【ケアハウス】

対象者：諸事情により家族と同居できない、一人暮らしが難しい60歳以上の自立または要支援の方。
保証人が必須。

食事付きのA型、自炊のB型、食事・生活支援のケアハウス型があり、日常生活の便宜を供与する施設です。

認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）

対象者：認知症と診断された要支援2～要介護5の方。
施設と同じ市町村に住民票がある方。

認知症の症状を抱えた方が少人数制（9人で1ユニット、1施設2ユニットで構成されている事が多い）で共同生活を行い、食事、入浴などの介護支援や機能訓練などを行う施設です。

養護老人ホーム

対象者：経済的な面で生活が困窮、かつ自力では暮らせない65歳以上の方で市町村が対象者の調査を行い入所を決めます。

介護の必要性とは関係なく身体的、精神的、環境的、または経済的な理由で困窮し、在宅で生活できない方へ自立した日常生活を送り、社会復帰ができるように支援する施設です。
入居時市長の承認が必要となります。

*現在鎌倉市にはありませんので
他市の施設へ入所となります。

介護医療院

対象者：要介護1～5で医療依存度の高い方。

急性期治療を終え、長期的な医療と介護を必要とする方に「医療的な機能（日常的な医学管理や看取り、ターミナル）」と「日常生活の介護」の機能を兼ね備えた施設です。

*現在鎌倉市にはありませんので
他市の施設へ入所となります。

3 障害に関連する相談窓口

関連ページ
P 3・8・9・10

(1) 鎌倉市基幹相談支援センター

鎌倉市基幹相談支援センターは、鎌倉市から委託を受け、市内の関係機関に対し、障害児・者に関する制度や地域の社会資源の情報提供、専門的なアドバイスや後方支援等を行っています。
(障害当事者等への直接の支援や相談対応は行っていませんのでご注意ください)

所在地	電話
鎌倉市福祉センター 3階（御成町20-21）	0467-39-6122

(2) 行政の相談窓口

窓口名	対応する相談	電話
市・障害福祉課	心身に障害がある方の生活に関することや、補装具、施設への入所・通所、将来の問題などについて、窓口や訪問による相談などを行っています。	0467-61-3974
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	医師、保健師等の専門職種が勤務し、住民の方々の生活に密着した健康の保持・増進の向上に努めています。	0467-24-3900

(3) 相談支援事業所

障害がある方のための総合相談窓口で、困ったことや心配なこと、日常生活や就労、福祉サービスなどの相談や情報提供を行っています。

①一般相談（障害児・者に関する相談）

対象					名称	所在地	電話
身体	知的	精神	身体	知的			
○	○	○	○	○	鎌倉地域支援室	小袋谷1-4-20 ピオニー鎌倉1階	0467-55-8878
○	○	○	○	○	キャロットサポートセンター	由比ガ浜2-9-62 フォーラム301	0467-25-3939
○	○	○			地域生活サポートセンターとらいむ	由比ガ浜2-2-40 KFビル4階	0467-61-3205

②計画相談（サービス利用等計画作成に関する相談）

対象					名称	所在地	電話
身体	知的	精神	身体	知的			
○	○	○	○	○	鎌倉地域支援室	小袋谷1-4-20 ピオニー鎌倉1階	0467-55-8878
○	○	○	○	○	キャロットサポートセンター	由比ガ浜2-9-62 フォーラム301	0467-25-3939

対象					名称	所在地	電話
身体	知的	精神	身体	知的			
○	○	○			地域生活サポートセンターとらいむ	由比ガ浜2-2-40 KFビル4階	0467-61-3205
○	○	○	○	○	ハーモニー	玉縄1-2-23 石原ビル2階	0467-53-7186
		○			相談支援事業所麦の穂	扇ガ谷1-7-7-101	0467-25-2567
○	○		○	○	みどりの園鎌倉	常盤165-8	0467-33-3911
○	○		○	○	小さき花の園	腰越1-2-1	0467-31-6703
	○			○	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	鎌倉山2-8-34	0467-33-5995
	○			○	鎌倉やまなみ 相談支援事業所	関谷753 鎌倉清和園	0467-55-5003
	○			○	虹の子相談支援事業所	常盤10-10	0467-43-5600
			○	○	ADDS Kids1st鎌倉	由比ガ浜3-11-48 こどもセンター	0467-61-6615
			○	○	鎌倉市発達支援室	御成町20-21 福祉センター内	0467-23-5130
			○	○	鎌倉市児童発達支援セン ターあおぞら園	鎌倉市笛田2-38-20	0467-32-0739
○	○	○	○	○	相談支援事業所 めいげつ	山ノ内180番地1パセー オ北鎌倉Ⅱ102号	0467-91-7920
○	○	○			鎌倉プライエムきしろ	関谷1781	0467-48-2101
			○	○	のびの木Support大船	大船4-17-45 坂田ビル301	0467-39-6364

4 経済的な困り事の相談窓口

関連ページ

P 6・7・8・9・10

(1) インクル相談室鎌倉

インクル相談室鎌倉は、鎌倉市から生活困窮者自立支援制度に基づく生活困窮者自立相談支援事業を、神奈川県指定の居住支援法人である一般社団法人インクルージョンネットかながわ(指定番号:神・法人20-0001)が受託し、運営している相談室です。

鎌倉市内にお住まいで、借金、仕事、健康、家族、人間関係、子育てや介護のことなど、生活にお困りの方の相談を受け、一緒に解決に向けて考えていく相談窓口です。

相談時間	所在地	電話
月曜日～金曜日 9:00～17:00	大船1-23-19 秀和第5ビル3階	0467-46-2119

(2) 生活保護の相談・申請

窓口	場所	電話
市・生活福祉課	市役所1階19番窓口	0467-61-3972

5 生活上のトラブル、生活状況に異変(違和感)を感じる 場合の相談窓口

関連ページ P 8・9・10

住まいを探す前の家族関係の問題解決や、入居者の生活の改善が必要と思われる場合の相談窓口です。

(1) 鎌倉市くらしと福祉の相談窓口

鎌倉市では、「市民相談」と「福祉総合相談」を一体化した「くらしと福祉の相談窓口」を開設しています。生活上のお困りごとの相談の解決に向けて、迅速に関係機関等へつなぐ対応に加え、包括的な視点に立った相談業務をきめ細やかに行っています。

名称	対応内容	相談日 時間	場所	連絡先
くらしと福祉 の相談窓口	・ご近所や家族のこと、福祉 に関することなど、生活のさ まざまな場面での困りごと ・弁護士による無料法律相談 などの受付	月～金曜 8:30～17:00	市役所 本庁舎	0467-61-3864 (市・地域共生課)

(2) 鎌倉市の市民相談

各相談日及び申込方法については、毎月1日号の広報かまくらでご確認をお願いします。

窓口	対応内容	相談日 時間	場所	連絡先
人権相談 (予約制)	人権に関する悩みごとにつ いての相談	第1・3火曜 13:00～16:00	市役所	市・地域共生課 0467-61-3870 (予約専用)
女性相談	女性の生き方や家庭、地域、 職場等で女性が持つ悩みにつ いての相談	月～金曜 10:00～13:00 14:00～16:30		市・地域共生課 0467-23-9311 (相談専用)
こどもと 家庭の相談室	虐待を含むこどもと家庭に関 する相談	月～金曜 8:30～17:00 第2土曜 8:30～17:00		市・こども相談課 0467-23-0630 (相談専用)
ひとり親 家庭の相談	ひとり親家庭の子供の進学・ 就労・経済的自立などの相談	月～金曜 8:30～17:00 第2土曜 9:00～17:00		市・こども相談課 0467-61-3897

(3) 生活状況に異変(違和感)を感じる場合の相談窓口

窓口	対応内容	相談日 時間	連絡先
高齢者虐待防止に 関する相談	高齢者の虐待に気づいたとき、介護の 負担や悩みがあるときの相談	随時	・地域包括支援センター 18ページ ・市・高齢者いきいき課 0467-61-3899
障害者虐待防止に 関する相談	障害者や養護者の虐待に気づいたとき の相談		障害者虐待防止センター (市・障害福祉課) 0467-61-3974
消費生活に関する トラブル	消費生活(商品やサービスの契約トラ ブル等)についての相談		鎌倉市消費生活センター (市役所地域共生課内) 0467-24-0077(直通)

6 成年後見に関する相談窓口

窓口名称	相談方法	相談日時間	相談場所	相談員	連絡先
鎌倉市 成年後見センター (鎌倉市社会福祉協議会)	予約 面談	第4水曜 ----- 随時	福祉センター 2階	弁護士 司法書士 行政書士 社会福祉士	鎌倉市 成年後見センター 0467-38-8003
公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート 神奈川県支部 (神奈川県司法書士会)	電話	月・金曜 15:00～17:00 水曜 10:00～12:00		司法書士	成年後見センター ・リーガルサポート (電話相談専用) 045-663-9180
	予約 面談	水曜 15:00～17:00	神奈川県 司法書士会館 (横浜市、他)		(面談予約) 045-640-4345
コスモス成年後見 サポートセンター 神奈川県支部 (神奈川県行政書士会)	電話	平日 13:00～16:00		行政書士	045- 222- 8628
	予約 面談	応相談	応相談		

7 市内を管轄する不動産団体

団体・支部名	管轄地域	事務局所在地	事務局電話番号
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 鎌倉支部	鎌倉市、逗子市、葉山町	鎌倉市大町2-1-10	0467-23-2085
公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部 湘南支部	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、 寒川町、平塚市、小田原市、 秦野市、南足柄市、足柄上郡、 足柄下郡、中郡	藤沢市朝日町5-7 藤沢市建設会館3階	0466-28-1445

役立つ制度

1 家賃の支払いに関する制度

(1) 高齢者住宅財団の家賃債務保証制度

高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等を対象にした家賃債務保証制度です。保証人のなり手がいない方に情報提供すると有効です。



対象となる住宅	財団と基本約定を締結した賃貸住宅 (あらかじめ、財団と貸主が基本約定を締結する必要があります)
対象世帯	・ 高齢者…60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方 ・ 障害者…身体障害者(1～6級)、精神障害者(1～3級) 知的障害者(精神障害者に準ずる)に該当する方が入居する世帯 ・ 子育て…18歳以下の扶養義務のある子が同居する世帯 ・ 外国人…在留カード、特別永住者証明書のいずれかの交付を受けている方が入居する世帯 ・ セーフティネット住宅として登録された住宅に入居する世帯
保証の対象	・ 滞納家賃(共益費、管理費含む) … 月額家賃の12か月分相当額 ・ 原状回復費用および訴訟費用 … 月額家賃の9か月分相当額
保証料	2年間の保証の場合、月額家賃の35%
連絡先	(一財) 高齢者住宅財団 (東京都千代田区神田錦町1-21-1 ヒューリック神田橋ビル4階) 電話 03-6880-2781

(2) 家賃の支払いが困難な方へ提供できる各種制度と対応窓口

制度名	概要	連絡先
生活保護	生活を支えていた人が、病気や事故その他さまざまな理由により収入がなくなり、毎日の生活を維持していくことが困難になった場合に、最低限度の生活を保障する生活保護を受けることができます。	市・生活福祉課 0467-61-3972
代理納付制度	賃貸住宅に入居する生活保護受給者には、原則として住宅扶助費等は受給者本人に給付されますが、福祉事務所の判断によって、住宅扶助費を直接大家に支給される制度です。	
住居確保給付金	生活困窮者自立支援法に基づき、離職又は自営業の廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額を支給する制度です。	インクル 相談室鎌倉 0467-46-2119
一時生活支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する制度です。	
ひとり親家庭等 家賃助成事業	民間の賃貸住宅に居住している母子・父子家庭等の方を対象に家賃の一部を助成する制度です(家賃の制限と所得制限あり)。	市・こども相談課 0467-61-3896

(3) 金銭管理等に関する制度

事業・制度名	概要	連絡先
社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	軽い認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が地域で安心して日常生活が送れるように、社協がご本人との契約に基づき、福祉サービス等の利用を中心に日常的な金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類の預かり、保管などの支援をします。	市社会福祉協議会 0467-23-1075
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が安心して日常生活がおくれるように、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の思いを大切にしながら手続きや契約、財産管理に関わることを支援・サポートする制度です。	

2 見守りに関する制度

対象	種類	概要	連絡先
高齢者	介護保険サービス以外の高齢者福祉サービス	緊急通報装置の貸出し 緊急時にボタンを押すことで、24時間対応の「コールセンター」につながり、地域の協力員の駆け付け（早朝・深夜を除く）や救急車を要請することなどができる通報装置を貸し出しています。	市・高齢者いきいき課 0467-61-3899

※その他、民間事業者が実施している見守りサービスは、神奈川県HPで公開しています。

神奈川県HP内『かながわ認知症ポータルサイト』『センサー・機器等による高齢者の見守り・安否確認サービス実施企業一覧』

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1215623.html>



3 見守りを含めた孤独死予防に関する制度

(1) 鎌倉市の終活事業

事業名称	概要	対象	連絡先
終活情報登録事業	高齢者の急病等の緊急時や外出中の事故等による緊急時などに、警察、消防、医療機関及び指定した者等からの問合せについて、連絡先、終活関連書類の保管場所、墓の所在地などの終活関連の大切な事項を、あらかじめ市に登録しておくことにより、市に問合せがあった際に、市が本人に代わって、これらの内容を伝え、迅速かつ適切な対応が図られるようにする事業です	①ひとり暮らしで、鎌倉市に住所を有する概ね65歳以上の高齢者 ②上記以外で、特段の事情のある者	市・高齢者いきいき課 0467-61-3899
エンディングプランサポート事業	延命治療に関する意思表示、葬儀、納骨、遺品整理などの終活課題を整理し、生前に解決の目途を立て、安心した生活を送ることができるように支援します。	ひとり暮らしで頼れる身寄りがなく、生活に困窮する概ね65歳以上の市民。	

(2) 貸主向けの入居者の死亡事故に備えた保険の活用

窓口名	所在地	連絡先
一般社団法人 日本少額短期保険協会	東京都中央区八丁堀3-12-8HF八丁堀ビルディング2階	03-6222-4422
一般社団法人 日本損害保険協会	東京都千代田区神田淡路町2-9	03-3255-1844

神奈川県居住支援協議会では、貸主、不動産店の方が活用できる「家主向け保険商品カタログ」をHPで公開しています。

問合せ先：神奈川県居住支援協議会事務局（かながわ住まいまちづくり協会内）

電話 045-664-6896

URL <http://machikyo.or.jp/kyoiyushien/>



(3) 鎌倉市居住支援協議会会員が実施するサービス

「あんすまコンパクト」

週2回の電話による安否確認と居室内死亡時の補償がセットになったサービス。

【見守り】

- ・年齢制限、既往歴などの要件はありません。
- ・利用者は週2回のきまった時間に電話をとってボタンを押すだけ
- ・その結果が、最大5名にメールで届きます。

（メールを受け取った方が安否を確認していただきます。）

【費用保証】

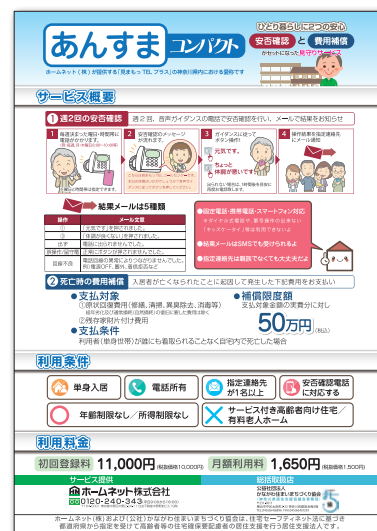
- ・遺品整理、原状回復、葬儀費用として最大100万円
（葬儀費用は50万まで）をお支払いします

【利用料】

- ・初回登録料 10,000円～（税別）
- ・月額利用料 1,500円～（税別）

【問合せ先】

（公社）かながわ住まいまちづくり協会 電話 045-664-6896



4 死亡事故が発生した場合の家財整理について

窓口名	所在地	連絡先
一般社団法人 家財整理相談窓口 （神奈川県指定・住宅確保 要配慮者居住支援法人）	東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー 11階	0120-012-620

5 バリアフリー改修に関する制度

(1) 介護保険制度における住宅改修補助制度

介護保険を受けている場合、生活環境を整えるための小規模な改修を行った場合、保険給付の対象となります。なお、賃貸住宅にお住いの場合は、工事計画の前に貸主の了承と、原則として退去時の原状回復が必要です。

利用できる方・申請する方	介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方（介護度を問いません）
支給限度基準額	20万円 ※要介護度にかかわらず、原則一生で20万円を限度とし、改修費の9～7割を支給します。回数を分けて利用することも可能です。
負担額	1～3割負担（保険給付18～14万円）
利用するには	住宅改修を行うには、市への事前申請が必要となりますので、改修前に地域包括支援センターやケアマネジャーに相談してください。 ※住宅改修費の支給には、改修後、市への申請が必要となります。
対象となる工事	・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 ・引き戸などへの扉の取り替え ・洋式便器などへの便器の取り替え ・その他、上記改修工事に付帯して必要となる住宅改修工事
連絡先	市・介護保険課 0467-61-3950 地域包括支援センター 24ページ

(2) 重度障害者住宅設備改造費助成制度

在宅の重度障害者の福祉の増進を図ることを目的として住宅設備改造費の一部に助成制度があります。

なお、賃貸住宅にお住いの場合は、工事計画の前に貸主の了承と、原則として退去時の原状回復が必要です。

対象となる工事	要 件	助成上限額
障害の内容に合わせた住宅設備（浴室、便所、玄関等）の改造	次の①から③のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方 ②指数35以下と判定された知的障害のある方 ③身体障害者手帳3級で指数50以下と判定された知的障害のある方	上限60万円 65歳以上 上限40万円
天井走行式移動リフトの設置	18歳以上65歳未満で、下肢または体幹機能障害により身体障害者手帳1級・2級の交付を受け、当該装置の設置が必要であると認められる方	上限100万円
環境制御装置の設置	18歳以上で、四肢体幹機能障害により身体障害者手帳1級・2級の交付を受け、当該装置の設置が必要であると認められる方	上限60万円

※ 新築・増改築・リフォームの場合は対象になりません。

※ 介護保険制度の対象になる方は、介護保険住宅改修費が優先されます。

※ 所得によって助成上限額の3分の1～全額等の自己負担があります。

※ 工事着手前の申請が必要です。

6 外国人に対するツール

(1) 鎌倉市居住支援協議会作成「多言語による住まい探しガイドブック」

鎌倉市居住支援協議会では、外国籍の方や外国籍の方の生活を支援する方々を対象にしたガイドブックを作成しました。

ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

◆お問合せ 鎌倉市居住支援協議会事務局（かながわ住まいまちづくり協会）

電話 045-664-6896



(2) 特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター作成のマニュアル

- ・「入退去マニュアル」 ・「賃貸住宅の種類のご案内」 ・「住宅の引っ越しルール」
- ・「敷金と原状回復」 ・「外国人すまい方ガイド」 ・「公営住宅の手引き」
- ・「入居申込用語集（多言語版）」など

そのほか、多言語対応による相談・通訳の派遣も行っています。

◆お問合せ



窓口名	所在地	連絡先
特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	横浜市中区常盤町1-7 横浜YMCA 2階	045-228-1752

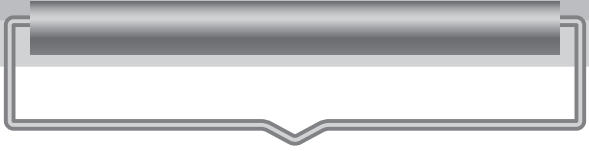
7 その他、困った時の相談窓口

(1) 鎌倉市居住支援協議会事務局

（公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会）

電話 045-664-6896





Ⅲ 業務で活用できる お役立ちツール

1 条件整理表（38ページ）

◆目的

お探しの方の希望条件を整理する表です。希望条件が曖昧な来店者がいらっ
しゃいましたら、この表を お渡しして整理してもらおうと良いです。

◆使い方

ひながたをコピーしてお使いください。

2 情報共有・生活支援“見える化” 資料（39・40ページ）

◆目的

対象者の入居後の生活について、万が一の事態が発生した時に、貸主や不
動産店が迅速に対応できるように、予め情報共有しておく資料です。
希望の住宅が見つかって、貸主や保証会社の審査を受ける時などに活用し、
成約後は、不動産店が賃貸借契約書と一緒に「入居者情報」として保管する
ことを想定しています。

◆使い方

- ・ ひながたをコピーしてお使いください。
- ・ お探しの方と一緒に（聞き取りながら）記入してください。
- ・ 内容に個人情報が含まれますので、ご本人に説明の上、お名前と一番下の
チェック欄は、ご本人に記入してもらってください。

1 条件整理表

鎌倉市居住支援協議会

項目	記入欄	記入例	優先順位
いつごろまでに 転居したい？		* 月ころまでに	
希望の地域は？		* * 駅周辺 (徒歩*分くらいまで)	
家 賃		7万円まで	
必要な部屋の数		2部屋ほしい	
その他の希望		・ 1階 ・ 築10年くらい ・ トイレと風呂は別 ・ 洗濯機置き場は室内 ・ ペット可・・・など	
収入について	種類（年金、給与、生活保護等）_____		
	おおよその額 _____ 円/月		
保証人について		息子（横浜市）	
緊急時の連絡先		娘（市内）	

2 情報共有・生活支援“見える化”資料記入例

【入居者のこと】

お名前(自署)	● 山 ■ 男	国籍 (言語)	日本
代筆者	△ 川 ◇ 子	(本人との関係)	担当 ケアマネジャー

【日ごろ連絡を取り合っている機関や窓口】

年 月 日現在

名 称	電話番号
＊＊地域包括支援センター	0467-**-****

関係者名刺貼付欄

裏面のひながたをコピーしてお使いください。

- ☐ 住まい探しにおいて、上記記載事項を不動産店が貸主へ説明する際に提供することと、入居後は管理情報として契約書と一緒に保管することについて同意します。

◆目的

対象者の入居後の生活について、万が一の事態が発生した時に、貸主や不動産店が迅速に対応できるように、予め情報共有しておく資料です。

希望の住宅が見つかって、貸主や保証会社の審査を受ける時などに活用し、成約後は、不動産店が賃貸借契約書と一緒に「入居者情報」として保管することを想定しています。

◆使い方

- ・ひながたをコピーしてお使いください。
- ・支援する方が、お探しの方と一緒に(聞き取りながら)記入してください。
- ・内容に個人情報が含まれますので、ご本人に説明の上、**お名前と一番下のチェック欄は、ご本人に記入してもらってください。**

2 情報共有・生活支援“見える化”資料

鎌倉市居住支援協議会

【入居者のこと】

お名前(自署)		国籍 (言語)	
代筆者	(本人との関係)		

【日ごろ連絡を取り合っている機関や窓口】

年 月 日現在

名 称	電話番号

関係者名刺貼付欄

- ☐ 住まい探しにおいて、上記記載事項を不動産店が貸主へ説明する際に提供することと、入居後は管理情報として契約書と一緒に保管することについて同意します。

あ と が き

鎌倉市の人口は令和2年9月30日時点で177,063人。高齢者人口は54,030人（30.51%）と増加しており、2040年には高齢化率が39.5%に達すると見込まれています。

また、2018年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」が改正され、障害のある方が地域生活へ移行するための支援が行われています。

さらに、2019年4月に改正出入国管理法が施行されたことによる市内在住の外国人の増加や、既に市内のお住まいの外国人の高齢化や孤立化が懸念されるところです。

一方で、孤独死や近隣とのトラブル、生活習慣の違いから、高齢者や障害者、外国人等の入居受け入れに対して不安を感じる貸主、不動産店も少なくありません。

鎌倉市居住支援協議会では、住まいを探したいがどのように進めればよいか不安な方々と、こうした方々の入居に不安を感じる貸主・不動産店の双方に、相互理解を普及するガイドブックを作成しました。

本冊子は、主に貸主・不動産店の皆様に読んでいただけるようにまとめています。

なお、前提として、すべての高齢者や障害者、外国人等を入居させてください、というものではありません。お部屋を借りられる方であるにも関わらず、「年齢」、「障害がある」、「国籍が違う」等の理由で門前払いされる方が多くいらっしゃいます。

高齢者等であっても、普段入居を受け入れている方と同じように対応できる方も多くいらっしゃることをご理解いただき、空室対策の一助として、また既にお住まいの方への情報提供ツールとして本冊子お役立てください。

鎌倉市居住支援協議会とは



「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について、住宅・福祉、行政・民間が連携して協議することにより、鎌倉市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを行うことを目的に、2019年3月に設立されました。

区 分	会 員
居住支援団体	(社福) 鎌倉市社会福祉協議会 / 鎌倉市基幹相談支援センター 鎌倉市地域包括支援センター / (一社) インクルージョンネットかながわ (公社) かながわ住まいまちづくり協会 / (一財) 高齢者住宅財団 (NPO) かながわ外国人すまいサポートセンター
宅地建物取引業者	(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会 鎌倉支部 (公社) 全日本不動産協会神奈川県本部 湘南支部
専門団体	神奈川県行政書士会 鎌倉支部 / 神奈川県司法書士会
行政団体	鎌倉市 関係各課 (・地域共生課 ・生活福祉課 ・こども家庭センター ・高齢者いきいき課 ・障害福祉課 ・都市整備総務課)

みんなで解決！つながるブック

発行年月 令和3年2月

第4版（令和7年1月一部改訂）

発行：鎌倉市居住支援協議会



みんなで解決！
つながるブック